

福島県弁護士会

平成28年（人権）第3号 人権救済申立事件

平成30年11月26日

福島刑務所

所長 友 繁 俊 和 殿

福島県弁護士会

会 長 澤 井 功

福島県弁護士会人権擁護委員会

委員長 紺 野 明 弘

勧 告 書

当会は、申立人●●●●氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記のとおり勧告する。

勧 告 の 趣 旨

申立人は、貴所において刑の執行を受けている者であるところ、制限区分第4種と指定されていること、及び刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下、「法」という。）35条の規定する未決拘禁者としての地位を有することを理由に、平成27年10月18日から平成28年3月24日までの約5か月もの間、昼夜単独室処遇を受けてきたが、同期間中、運動、入浴は単独で実施し、所内行事への参加は認められず、テレビも視聴できない等、他の受刑者と遮断され、教養・娯楽の機会も大きく制限された処遇がなされていた。

まず、申立人は法35条の規定する未決拘禁者に該当せず、貴所は同条の未決拘禁者と単に未決の者という地位を有するにとどまる受刑者の処遇を混同していたものである。

また、このような昼夜単独室処遇は、法令の明文によらない事実上の措置として受刑者を実質的な隔離状態に置くものであり、その合理性も必要性も認め難く、受刑者の人格と品位及び人間としての尊厳等を侵害するものとして、人権侵害にあたる。

よって、福島県弁護士会は、貴所に対し、法35条の規定する未決拘禁者と単に未決の者という地位を有するにとどまる受刑者の処遇について、明確に区別することを勧告する。

また、受刑者に対し昼夜単独室にて処遇を行う場合には、運動・入浴を他の受刑者と共同で行い、所内の行事への参加を原則として可能にする、テレビの視聴を可能にする、グループカウンセリングや集団討議へ参加させるなどにより、他の受刑者との共同生活をさせ、社会の情報に接し、娯楽の機会も得られるよう、その処遇方法を改善することを勧告する。

勸告の理由

第1 申立の趣旨

貴所が、申立人に対する閉居罰の執行終了後から平成28年3月24日までの間、申立人を昼夜単独室処遇とし、入浴時、運動時等を問わず常に単独で処遇したことは、申立人に対する人権侵害に当たる。

第2 調査の経過

平成28年	2月12日	当会受理
同年	2月25日	申立人からの同年2月17日付書簡受理
同年	3月16日	申立人宛補正要請書執行
同年	3月23日	申立人宛補正要請書再執行
同年	3月28日	申立人からの同年3月24日付書簡受理
同年	3月31日	申立人宛補正要請書再々執行
同年	4月4日	申立人からの同年3月29日付書簡受理
同年	4月5日	申立人宛補正要請書再々々々執行
同年	4月12日	申立人からの回答書受理
同年	4月22日	担当委員決定
同年	5月25日	申立人宛補正要請書執行
同年	9月16日	申立人からの同年9月13日付書簡受理
同年11月	4日	申立人宛連絡文執行
同年12月	6日	申立人からの同年12月4日付書簡受理
平成29年	3月31日	申立人宛連絡文再執行
同年	5月8日	申立人からの回答書受理
同年	7月31日	当委員会において調査開始を決定

同年 8月23日 貴所宛照会書執行
同年10月 2日 貴所からの回答書受理
同年11月30日 貴所宛再照会書執行
平成30年 1月15日 貴所からの回答書受理

第3 当会からの調査依頼に対する貴所の回答

1 申立人の居室変更の履歴

申立人は平成27年8月1日時点では夜間単独室に収容されていた。

申立人は同月12日、他の受刑者に傷害を負わせたことから、昼夜単独室に収容され、同年9月8日から同年10月17日までの間、閉居罰の執行を受けた。

貴所は、同月18日、申立人を制限区分第4種に指定の上、昼夜単独室処遇とし、申立人が他施設に移送された平成28年3月24日までの間、これを継続した。

2 昼夜単独室処遇とした法的根拠

貴所は、上記1の傷害事件について検察庁に送致するため捜査に着手しており、集団処遇が困難な状況であると判断し、平成27年10月18日、申立人を制限区分第4種に指定し昼夜単独室処遇とした。

貴所は、平成27年11月4日、上記傷害事件について検察庁へ送致したが、申立人を逮捕、勾留、勾引又は鑑定留置した事実はない。貴所は平成27年当時、未決拘禁者としての地位を有する受刑者と余罪受刑者の処遇を混同していたため、実際は余罪受刑者であった申立人を未決拘禁者としての地位を有する受刑者として処遇を行い、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下、「法」という。）35条に基づくものとして昼夜単独室処遇とした。

貴所は現在、未決拘禁者としての地位を有する受刑者と余罪受刑者の処遇

について明確に区別し取扱いを是正している。

3 具体的な処遇状況

- ① 工場への出役は認めていなかった。
- ② 運動は単独で実施した。
- ③ 入浴は単独で実施した。
- ④ 集団で実施する行事への参加は認めていなかった。
- ⑤ テレビの視聴は認めていなかった。
- ⑥ 居室の廊下側に目隠しはなかった。窓側には隣の収容棟に収容されている被収容者と顔を合わせない趣旨で目隠しがあった。
- ⑦ 居室内での姿勢について他の被収容者と同様に処遇している。
- ⑧ 外部交通について他の被収容者と同様に処遇している。
- ⑨ 書籍の閲読について他の被収容者と同様に処遇している。

第4 当会の判断

- 1 本申立は、貴所が、申立人を昼夜単独室処遇とし、入浴時、運動時等を問わず常に単独で処遇したことは、申立人に対する人権侵害に当たるといえるものである。
- 2 申立人は、平成27年9月8日から同年10月17日までの間、閉居罰の執行を受け、その翌日である平成27年10月18日から申立人が他施設に移送された平成28年3月24日までの約5か月間、昼夜単独室処遇とされた。
- 3 貴所は当初、申立人を昼夜単独室処遇とした根拠として、制限区分第4種に指定したことを挙げ、さらに、平成27年11月4日以降の昼夜単独室処遇については、申立人が未決拘禁者としての地位を有することとなったとして、法35条各項と回答した。

そこで、①申立人を法35条に基づき昼夜単独室処遇とすることが許され

るか、②制限区分第4種に指定されている受刑者について、隔離の法的手続をとらないまま長期間他の受刑者から遮断した状態で処遇することが人権侵害にあたるかが問題となる。

4 まず、①申立人を法35条に基づき昼夜単独室処遇とすることが許されるかについて検討する。

(1) 法35条は、次のとおり規定する。

(未決拘禁者の処遇の態様)

第35条 未決拘禁者（刑事施設に収容されているものに限る。以下この章において同じ。）の処遇（運動、入浴又は面会の場合その他の法務省令で定める場合における処遇を除く。次条第一項及び第三十七条第一項において同じ。）は、居室外において行うことが適当と認める場合を除き、昼夜、居室において行う。

2 未決拘禁者（死刑確定者としての地位を有するものを除く。）の居室は、罪証の隠滅の防止上支障を生ずるおそれがある場合には、単独室とし、それ以外の場合にあっても、処遇上共同室に収容することが適当と認める場合を除き、できる限り、単独室とする。

3 未決拘禁者は、罪証の隠滅の防止上支障を生ずるおそれがある場合には、居室外においても相互に接触させてはならない。

法は、同条に言う「未決拘禁者」につき、「被逮捕者、被勾留者その他未決の者として拘禁されている者」と定義する（法2条8号）。この「未決の者として拘禁されている者」とは、単に未決の者という地位にあるだけでは足りず、拘禁の根拠が未決の者という地位を前提とするものと解されている。

貴所の回答に言う余罪受刑者、すなわち、逮捕・勾留されていない被

告人または被疑者である受刑者は、未決の者という地位を有するが、未決の者であることを前提とする法令上の根拠により拘禁されていない（刑の執行だけを根拠として拘禁されている）ため、未決拘禁者に当たらないと解される（逐条解説刑事収容施設法改訂版14，15頁）。

- (2) 本件についてこれをみると、貴所からの回答によれば、貴所は、申立人が平成27年8月12日、他の受刑者に傷害を負わせたことから、平成27年11月4日、これを傷害事件として検察庁へ送致したが、申立人を逮捕、勾留、勾引又は鑑定留置した事実はないとのことである。

そうすると、申立人は上記傷害事件の被疑者として未決の者の地位を有するものの、未決の者であることを前提とする法令上の根拠により拘禁されておらず、法2条8号、35条の言う「未決拘禁者」に該当しないこととなる。

よって、申立人を法35条に基づき昼夜単独室処遇とすることは許されない。

この点については、貴所自身、「申立人は、いわゆる余罪受刑者として処遇すべきところ、平成27年当時は、未決拘禁者としての地位を有する受刑者と余罪受刑者の処遇を混同していたため、申立人を未決拘禁者としての地位を有する受刑者として処遇を行っておりました。なお、現在は、未決拘禁者としての地位を有する受刑者と余罪受刑者の処遇について、明確に区別しており、取扱いを是正しております。」と回答しているとおり、法2条8号、35条の未決拘禁者と、余罪受刑者、すなわち、単に未決の者としての地位を有する受刑者とを混同していたことを認めているところである。

- 5 貴所は、申立人を昼夜単独室処遇とした根拠として、法35条のほか、制限区分第4種に指定したことも挙げるため、次に、②制限区分第4種に指定されている受刑者について、隔離の法的手続をとらないまま長期間他の受刑

者から遮断した状態で処遇することが人権侵害にあたるかについて検討する。

(1) 旧監獄法下の隔離をめぐる問題状況

ア 旧監獄法15条は「在監者ハ心身ノ状況ニ因リ不適當ト認ムルモノヲ除ク外之ヲ独居拘禁ニ付スルコトヲ得」と規定し、旧監獄法施行規則23条は、「独居拘禁ニ付セラレタル者ハ他ノ在監者ト交通ヲ遮断シ召喚、運動、入浴、接見、教誨、診察又ハ已ムコトヲ得サル場合ヲ除ク外常ニ房ノ内ニ独居セシム」と規定していた。そして同規則27条において、独居拘禁の期間は6か月以内とするが、「特ニ継続ノ必要アル場合」には3か月ごとに更新できるものとし、その最高限度期間の定めはなかった。また、同規則47条は「在監者ニシテ戒護ノ為メ隔離ノ必要アルモノハ之ヲ独居拘禁ニ付ス可シ」として、いわゆる「保安上独居」の措置を定めており、この場合が一般に「厳正独居拘禁」と呼ばれ、とくに厳格な隔離の処遇がなされていた。

イ 厳正独居拘禁は、他の者との共同生活のできない特異な性格を有する者、暴力的傾向等施設の保安を害するおそれが特に顕著な者などについてなされることとされていたが、これらの基準はかなりあいまいであり、濫用のおそれが高いものであった。

独居拘禁の期間中は、狭い単独室（独居房）内で安座等の姿勢を維持させつつ袋貼り等の雑作業に従事させ、昼夜とも他の受刑者とは厳格に隔離され、運動も「鳥小屋」と呼ばれる狭い隔離運動場で1人ずつ行われ、入浴も1人、所内での行事・レクリエーションにも参加させられない等の処遇が通例であった。そして作業等の日課以外の時間帯でも、房内での行動が制限され、安座等の同一姿勢をとり続けることが強制されて、立ち上がったたり、座ったり、手足を動かしたりする自由さえ認められない実態すらあった。また、食事の減量、作業賞与

金の減額等の不利益も伴っていた。

そしてこのような厳正独居拘禁の期間は、上記原則6か月という規定にかかわらず、極めて長期に及ぶことが少なくなく、数年になることはもちろん、無期懲役囚を中心に、10年以上、20年以上、さらには30年以上に及ぶ例もあった。(以上、菊田幸一『日本の刑務所』164頁以下、日本弁護士連合会『新・刑事被収容者処遇法の解説』(以下「日弁連新法解説」という。)28～30頁)

ウ このような処遇実態について、日本の裁判所は、その違法性を指摘した数件の地方裁判所判決例を除いては、その違法性をなかなか認めようとしなかったが、i 長期の隔離が人間の自然な感覚の働きすら奪ってしまうものであり、ii その拘禁内容が個人の身体の完全性と尊厳を傷つけており、iii 処分に対して実効的な救済手段がない、などの点から、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約、B規約)7条・10条及び「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」(拷問等禁止条約)に明白に違反するものと解される(日弁連新法解説30頁)。

平成10年11月19日の自由権規約委員会「規約第40条に基づき日本から提出された報告の検討」の「最終見解」でも、日本の行刑施設の制度に対して同規約7条・10条の「適合性に重大な疑問を提起」したパラグラフ27項の中で、「特に、委員会は、次の諸点について懸念を有する」として、「言論、結社及びプライバシーの自由を含む、被収容者の基本的権利を制限する厳しい所内行動規則」「頻繁な独居拘禁の使用を含む、厳しい懲罰の使用」「被収容者の不服申立を調査するための信頼できる制度の欠如」等が挙げられていた。

このように、独居拘禁及び隔離の処遇の問題は、監獄法下における大きな人権課題の一つであった。

(2) 行刑改革会議提言と新法の制定過程

ア この問題について平成15年12月22日の行刑改革会議提言は、
「昼夜間独居拘禁の適正性の確保」との項目を設けて、要旨次のように述べ、その改革の必要性を指摘した(17頁)。昼夜間独居拘禁が「長期間に及んだ場合に受刑者の心身に与える影響を考慮すると、必要最小限の期間にとどめるよう努めるべきであり、また、受刑者の心身への悪影響を可能な限り防ぐことが必要である。」保安上の必要から行う昼夜間独居拘禁については、「その適正性を確保するためには、これを認める場合の要件及び手続等を明確に法定することが必要であり、いやしくも、懲罰の代替措置として行われるなど、不適当な運用がなされることのないようにすべきである。」「特に、現行の制度は、当初の昼夜間独居拘禁の期間を6か月間とし、以後、3か月ごとにその期間を更新することとなっているところ、その適切な運用を確保するためにも、それぞれの期間を短縮し、要件の有無及び相当性についてチェックする機会を増やすことを検討すべきである。」「また、保安上の必要から昼夜間独居拘禁にした場合には、当該受刑者について、定期的に精神科医等の診断を実施し、医学的見地からの意見を聞く仕組みを設けるべきである。」

イ 日本弁護士連合会は、この提言を評価しつつも、さらに、本来昼夜独室処遇は廃止すべきであるという基本的見解を述べた上で、少なくとも他の者との接触を全面的に遮断することは行き過ぎであり弊害が大きいこと、仮に直ちにこれを廃止できない場合でも、その期間を最長6か月に限定することが必要である、等の意見を発表した(平成16年2月1日「行刑改革会議提言についての日弁連の意見」13頁)。

その後も日本弁護士連合会は、新法の立案過程や審議過程において、上記の最長期間の限定を設け、6か月などの一定期間を経過したら一

且は集団処遇に戻すこと等を提起し続けたが（平成17年3月18日「『刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案』についての日弁連の意見」18～19頁等），結局期間の上限規定は設けられず，新法が同年5月18日成立して平成18年5月24日施行され，今後の課題として残された（平成17年5月18日「『刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律』成立にあたっての会長声明」）。

なお同法は，未決拘禁者等の処遇等を追加して平成18年6月2日成立した「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に移行し，同法は平成19年6月1日施行された。

（3） 隔離に関する現行法の規定

ア 以上のような立法過程を経た法は，隔離に関して次のように規定している。

（受刑者の隔離）

第76条 刑事施設の長は，受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合には，その者を他の被収容者から隔離することができる。この場合においては，その者の処遇は，運動，入浴又は面会の場合その他の法務省令で定める場合を除き，昼夜，居室において行う。

- 一 他の被収容者と接触することにより刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき。
 - 二 他の被収容者から危害を加えられるおそれがあり，これを避けるために他に方法がないとき。
- 2 前項の規定による隔離の期間は，3月とする。ただし，特に継続の必要がある場合には，刑事施設の長は，1月ごとにこれを更新することができる。
- 3 刑事施設の長は，前項の期間中であっても，隔離の必要がなくなったときは，直ちにその隔離を中止しなければならない。

- 4 第1項の規定により受刑者を隔離している場合には、刑事施設の長は、3月に1回以上定期的に、その受刑者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならない。

なお、法76条1項の「法務省令で定める場合」とは、運動・入浴・面会のほか、健康診断・診療の場合等である（規則35条、11条）。

監獄法と比べると、最初の期間が6か月から3か月に、更新の期間が3か月から1か月に、それぞれ短縮された。上限期間は監獄法と同様に規定されていないが、「必要最小限の期間にとどめるべき」という行刑改革会議提言は、上記第3項の新設に、不十分ながら反映されているといえる。第4項の規定も同提言の趣旨を受けて新設された。

- イ 関連する規定として、法154条4、5項は、懲罰の手續に関し、受刑者が反則行為をした疑いがあるときは、法76条の場合と同様の方法により他の被収容者から隔離することができることを規定し、その場合の隔離の期間は2週間とし、やむを得ない事由があると認めるときは「2週間に限り、その期間を延長することができる」とし、これらの期間中であっても隔離の必要がなくなったときは、直ちに隔離を中止すべきことを定めている。

(4) 制限区分第4種の受刑者に対する昼夜単独室処遇の問題点

ア 法において隔離処遇について厳格に制限された趣旨

上記のとおり、法では、「隔離」の要件が法律上明記され、その期間も、原則3か月以内に制限され、特に延長が必要な場合でも1か月ごとの更新手續が求められている。また、反則行為容疑調査については、隔離は2週間以内で最高でも4週間以内とする制限が規定されている。しかも、必要がなくなればこれらの隔離は直ちに中止されなければならないとされている。

このように隔離という処遇を厳格に制限することとされたのは、長期隔離状態を強制して他者と集団から遮断することが、被収容者の人格権を制約することになるため、被収容者の権利・自由の制限を、必要最小限度の合理的な限度にとどめるためである。

そして、法においては、これら法律上の正式な隔離の場合でさえ、面会・健康診断・診療等は居室外で行うことが認められ、また少なくとも食事の配給や連行等の際には他との被収容者との接触を認めることができるものとされており、被収容者の人格権に対する制約を必要最小限度にとどめる配慮がなされている。

イ 制限区分第4種の受刑者に対する昼夜単独室処遇

制限区分第4種の受刑者に関する昼夜単独室処遇は、「受刑者の自発性及び自律性を涵養するため、刑事施設の規律及び秩序を維持するための受刑者の生活及び行動に対する制限」(法88条)として実施されており、規則49条第5項において「第4種の制限区分に指定されている受刑者については、矯正処遇等は、刑事施設内において、特に必要がある場合を除き、居室棟内で行うものとする。」と定めていることを根拠に行われている。しかしながら、上記規定には「単独室でなければならない」と明確に記載されている訳ではなく、また他の被収容者や集団から遮断することについての記載も一切ない。

したがって、このような規定を前提としても、矯正処遇を居室棟内で行うことの根拠とはなり得ても、被収容者を他の被収容者や集団から遮断する根拠とはなりえない。

また、制限区分第4種の受刑者に対する昼夜単独室処遇は、法律上の制度として存在するわけではないため、専ら運用に委ねられることになる。そのため、法律上の隔離期間の上限を越えて処遇を継続することが可能となるのであり、仮に他の被収容者や集団から遮断された

形で実質的な隔離処遇として運用がなされた場合には、過去の厳正独居拘禁等の人権侵害の実態に鑑み、その反省に立って、隔離を厳格に制限しようとした法の趣旨に反する結果となる。そして、このような法律上の根拠を欠く処遇は、法157条で新たに設けられた不服申立制度である「審査の申請」の対象外と解される（同条は、76条1項及び154条4項の隔離を含め、申請の対象となる特定の措置を、根拠条文とともに列挙している。）。身体に対する違法な有形力の行使等に対象を限定する法163条の「事実の申告」の対象と解するのも困難である。ほかには法166条以下の法務大臣等に対する一般的な「苦情の申出」しかない。そのため、仮に脱法的に運用されたとしても不服申立制度による救済が実質的に保障されないおそれがある。

このように制限区分第4種を根拠として行われる昼夜単独室処遇は、期間の制限も付されておらず、不服申立手段も実質的に保障されていないのであるから、法律上の隔離に比してより大きな不利益を課しうるものといえる。

これに対し、制限区分第4種の指定基準は、「犯罪の責任の自覚及び悔悟の情並びに改善更生の意欲の限度が著しく低いこと」、「正当な理由なく作業を怠るなど勤労意欲が著しく低いこと」、「集団処遇が困難な状況であること」又は「生活態度が不良な状況が継続し、又は継続する見込みがあること」のいずれかに該当することとされている（受刑者の生活及び行動の制限の緩和に関する訓令の運用について（依命通達）の1の(4)）。同基準からは、法律上定められている隔離の要件と比較して、被収容者に対しより大きな不利益を課すべき必要性は認められない。

したがって、制限区分第4種の受刑者に対する処遇については、法88条及び規則48条に基づき、工場出役をさせずに居室棟内で刑務

作業をさせる場合にも、法律上限定的に許容された隔離ではない以上、法律上の隔離とは異なった処遇がされなければならない、他の被収容者や、集団から遮断することは許されないというべきである。すなわち、法律上の隔離でも認められている面会・健康診断・診療等の場合は当然のこととして、それ以外においても集団処遇や他の受刑者や外部情報との接触が認められていなければならない。

よって、このような集団処遇や他の受刑者や外部情報との接触が認められない昼夜単独室処遇は、もはや法律上の隔離と同様の実質的隔離といえるのであり、法律上の隔離制度の脱法的な行為にあたるというべきである。

(5) 事実上の実質的な隔離処遇の人権侵害性

まず、法的な根拠規定もなく、必要性を欠いたまま、理不尽に長期間の実質的隔離状態を強制し、他者と集団からの遮断により身体的・精神的自由を制限するものであるから、憲法13条で保障された個人の人格と尊厳を侵害するものと判断される。

同時に、上記の処遇は、法定の告知・聴聞等の適正な手続もなく自由を制限する実質的隔離状態に置くものとして、行刑手続についても適用ないし準用されると解される憲法31条の趣旨にも反するものといえる。

また、上記の処遇は、前記自由権規約7条の「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。」、同10条1項「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる。」、同条3項「行刑の制度は、被拘禁者の矯正及び社会復帰を基本的な目的とする処遇を含む。」との規定に違反するものと判断される。

この点に関し、国際人権(自由権)規約委員会の一般的意見20(平

成4年4月3日採択)は、自由権規約7条の禁止の内容は10条1項の積極的要件によって補完されると、その相互関係を述べた上、7条における禁止は身体的苦痛をもたらす行為だけでなく、精神的苦痛をもたらす行為にも及ぶとし、「長期間の被拘禁者又は受刑者の独居拘禁も、第7条によって禁止される行為にあたる場合があることを指摘」している。また、一般的意見21(平成4年4月6日採択)も、10条1項が7条の禁止規定の補完をなすものであることを述べた上、「自由を剥奪された人々は、閉鎖された環境ゆえに避けえない条件は別として、本規約に規定するすべての権利を享有する」、等と指摘している。これらは、上記自由権規約違反の解釈を裏付けるものである。そして、平成20年10月29日に採択された自由権規約委員会の「規約第40条に基づき締約国から提出された報告書の審査」における日本についての「総括所見」は、パラグラフ21において、「一定の範疇の受刑者は、分離された『収容区画』に収容され、その措置に対して不服申立てをする機会が与えられていないという報告に懸念を有する(7条及び10条)」とし、「明確な基準ないし不服申立ての機会もないまま一定の受刑者を『収容区画』に隔離する実務を廃止するべきである」と勧告した(日本弁護士連合会仮訳による。)。これは、事実上の実質的な隔離処遇についても、まさに当てはまるものである。

さらに、拷問等禁止条約との関係でも、少なくとも同条約16条に定める「拷問には至らない他の行為であつて、残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」に該当するものとして同条約にも違反するものと判断される。

加えて、従来の隔離及び独居拘禁の悪弊を除去し、必要な場合に採るべきやむを得ない措置としての隔離を必要最低限度に制限しようとする、法76条及び154条4、5項を事実上脱法するものとして、

同条項に違反し、又はその趣旨に反するものと判断される。

(6) 本件へのあてはめ

本件において、貴所は、平成27年10月18日、申立人を制限区分第4種に指定の上、昼夜単独室処遇とし、申立人が他施設に移送された平成28年3月24日までの間、これを継続した。

そして、上記期間における昼夜単独室処遇の実態は、運動及び入浴は単独で実施させ、工場への出役は認めないなど、一切集団処遇が認められていなかった。また、外部情報との接点でもあるテレビの視聴は認められず、大勢の受刑者が一堂に会するような行事への参加も認められていない。加えて、居室には隣の収容棟に収容されている被収容者と顔を合わせない趣旨で窓側に目隠しが設けられた。

以上のとおり、申立人は他の受刑者との接触をほぼ遮断した取扱いがなされているのであるから、本件における昼夜単独室処遇は、法律上の隔離処遇と何ら変わらない態様で行われていたといえ、実質的な隔離処遇であったと認められる。

その上、そのような処遇がなされた期間は、上記のとおり約5か月にも及んでおり、これは反則行為容疑調査期間の2週間（上限4週間）及び法律上の隔離期間である3か月を優に上回る期間である。

よって、申立人に対する貴所の上記昼夜単独室処遇は、申立人の人権を侵害したものと認め、違法である。

6 勧告の救済措置の必要性

先述のように、日本弁護士連合会は、本来昼夜単独室処遇という処遇自体、非人間的で更生目的にも適合しないものとして廃止されるべきことを主張してきたものであり、とくに厳正独居拘禁という隔離処遇の問題については、各地の弁護士会を含めてその人権侵害性を繰り返し指摘し、改革の必要性を強く訴えてきたところである。そしてそれはようやく、今次監

獄法改正への動きとなり、その改正立法にも反映されて、課題を残しつつも現行法の規定として結実した。現在、新法の本質と趣旨が貴所の現場に浸透し、行刑制度とその運用が真に抜本的に改革されて行くかどうかを試される、極めて重要な時期にある。隔離ないし昼夜単独室処遇という問題は、まさにその試金石の一つと位置づけることができる。

日本弁護士連合会はすでに、先述のとおり、新法の施行後、その隔離の制限規定が、実務上、受刑者を制限区分第4種に指定することによって、法律上の措置によらない脱法的な昼夜単独室処遇が行われていることの問題を指摘してきた。新法の隔離に関する規定が、実質的に損なわれることがあってはならないし、それを放置すれば再び無限定な独居拘禁へと運用が流される危険性は高いと言わざるを得ない。

本件の実質的な隔離処遇は、本来隔離的処遇が必要な性格のものではなく、便宜上とられているものであるにもかかわらず、その期間は約5か月に及んでいる。これは反則行為容疑調査期間の2週間（上限4週間）をはるかに上回っており、不必要に長期の隔離的処遇として、前記憲法及び国際人権法等に違反するものと判断される。

しかもそれは、法的根拠なしに事実上の措置として無限定に行われており、かつて旧監獄法の下で長期間の独居拘禁を安易に継続していた意識が存続している表れともみられ、かつ、新法の隔離の規定の実質的な脱法的性格を有するともいえる。

これらのことからすると、当会としては、貴所に対し、受刑者に対する実質的な隔離処遇を改めるよう勧告し、隔離に関する法の趣旨の徹底を図る必要がある。

よって、勧告の趣旨記載のとおり勧告するものである。

以上